

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第八号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則（昭和五十六年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。